

# 日本エスノメソドロジー・会話分析研究会

## 役員選出規程

### 1. 世話人の選出方法

#### 第1条

第1項 エスノメソドロジー・会話分析研究会は、規約第6条に規定された役員を選出する。

第2項 世話人のうち5名は選挙によって選出される。選挙は本規程第2条以下による。

第3項 選挙によって選出された役員の合議によって、3名以内の世話人を補充することができる。世話人会は、補充された世話人を含めて構成される。但し、選出世話人が必要と認めるときには3名を超えて選出することができる。

第4項 監事は総会において選出し、世話人会が委嘱する。

第5項 役員を選出結果は総会の承認を受けるものとする。

### 2. 選挙権および被選挙権

第2条 6ヶ月以上本会会員であった者は、世話人選出のための選挙権および被選挙権を有する。但し、選挙の時点で既に2期世話人を重任しつつある者は、当該選挙とその次の選挙において、その被選挙権を有しない。

### 3. 選挙管理

第3条 世話人会は選挙管理委員を委嘱する。

第4条 選挙は、投票締切日前2ヶ月以内に作成した選挙人および被選挙人名簿にもとづいて行う。

第5条 投票・開票の結果は総会の承認を受けるものとする。

### 4. 選挙方法

第6条 投票は無記名で、所定用紙に5名を連記し、所定の封筒を用いて郵送する。

第7条 被選挙権者の名前以外のものが記載されているとき、その部分を無効とする。

第8条 得票数が同数の場合、くじ等により当選者を決する。

### 5. 付 則

第9条 本規程の変更は、総会の決定によらなければならない。

第10条 本規程は、2001年10月1日より発効する。

第11条 本規程は、2019年12月21日より発効する。